【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】東海財務局長【提出日】2022年3月30日【会社名】株式会社スタメン【英訳名】Stamen Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員CEO 加藤 厚史 【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中村区下広井町一丁目14-8

【電話番号】 052-990-2405

【事務連絡者氏名】取締役副社長執行役員COO大西泰平【最寄りの連絡場所】愛知県名古屋市中村区下広井町一丁目14-8

【電話番号】 052-990-2405

【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員COO 大西 泰平

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年3月25日開催の当社第6回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2022年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行、電子提供制度の導入、場所の定めのない株主総会を可能とする変更 及びその他各変更に伴う所要の変更を行うため、定款の一部変更を行うものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

加藤厚史、大西泰平、小林一樹、満沢将孝、森山裕平及び松谷勇史朗を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

中谷奈緒美、杉村和哉及び村瀬敬太を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

監査等委員である取締役を除く、取締役の報酬額を年額200百万円以内、うち社外取締役分年額10百万円以内とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とするものであります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対するストック・オプション報酬の件

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額、並びにその新株予約権の具体的な内容及び数の上限について決定するものであります。

第7号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として太陽有限責任監査法人を選任するものであります。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	62,795	260	-	(注)1	可決 99.49
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)6名選任の件				(注)2	
加藤 厚史	59,726	3,329	-		可決 94.63
大西 泰平	62,498	557	-		可決 99.02
小林 一樹	62,499	556	-		可決 99.02
満沢 将孝	62,500	555	-		可決 99.02
森山 裕平	62,501	554	-		可決 99.02
松谷 勇史朗	62,457	598	-		可決 98.95
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の 件				(注)2	
中谷 奈緒美	62,467	588	-		可決 98.97
杉村 和哉	62,514	541	-		可決 99.04
村瀬 敬太	62,512	543	-		可決 99.04
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)の報酬額設定の件	62,332	723	-	(注)3	可決 98.76
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設 定の件	62,448	607	-	(注)3	可決 98.94
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)に対するストック・オプ ション報酬の件	62,250	797	-	(注)3	可決 98.63
第7号議案 会計監査人選任の件	62,803	252	-	(注)3	可決 99.50

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の過半数3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株 主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上